

総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第六条第一項の規定によって、瀬戸内中央リゾート構想（平成元年六月二十三日承認）の変更（廃止）について、平成二十年三月二十四日付けで総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の同意を得た。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山